

高知土木事務所管内
豪雨に強い地域づくり推進会議

地域の取組方針

令和4年4月

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防の決壊が発生し、多数の家屋浸水や孤立救助者が発生した。これを踏まえ、国は、施設では守り切れない大洪水が必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、国管理河川において、関係機関が一体となってハード・ソフトの両面から減災対策に取り組むこととなった。高知県においても一級河川の国管理区間を対象とした「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されている。

その後、平成 28 年 8 月に相次いで発生した台風による豪雨では、北海道や東北地方において、道県等が管理する中小河川においても甚大な被害が発生した。

高知県ではこうした近年の災害や今後の気候変動に対応するため、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする「豪雨に強い地域づくり推進会議（以下「推進会議」という）」を、県下 6 つの土木事務所管内単位で設置し、取り組みを強化することとした。

この「地域の取り組み方針」は、県が管理する一級・二級河川流域を対象として、推進会議の構成員が連携して減災のための取り組みを推進するために、現状や課題を整理し、減災のための目標を共有したうえで、実施する減災対策をとりまとめていくものである。

2 推進会議の規約と構成員

本推進会議の規約および構成員とそれぞれの構成員が属する機関（以下「構成機関」という）を別紙 1 に示す。

3 減災のための目標

豪雨に強い地域づくりを進めるにあたっての減災のための目標は以下のとおりとした。

豪雨が発生したときでも、人命の確保を最大限図る

4 地域の概要

1) 管内の地域の特徴

高知土木事務所の管轄区域は高知市の1市、その面積は約310平方キロメートルで県土の約4パーセントを占め、人口は約326,000人である。

管内における管理河川は二級河川7水系49河川（延長約159km）、砂防指定溪流は101箇所（延長約59km）、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は93箇所（面積約160ha）、土砂災害警戒区域2,005箇所、土砂災害特別警戒区域1,646箇所である。

二級河川鏡川に鏡ダムがあり、出水時の洪水調整などを行っている。

管内で所管する河川概要を別紙2に示す。

2) 過去の主な豪雨災害記録

○ 昭和45年8月 台風第10号（土佐湾台風）

昭和45年8月に発生した台風第10号により引き起こされた異常な高潮などによって高知市浦戸湾沿岸を中心に、高知県全域で死者・行方不明者13名、全半壊家屋4,479棟、床上・床下浸水家屋40,293棟の被害が発生した。

○ 昭和50年8月 台風第5号

昭和50年8月に発生した台風第5号による豪雨で、高知県全域で死者・行方不明者77名、全半壊家屋2,160棟、床上・床下浸水家屋32,298棟の被害が発生した。

特に、鏡川、仁淀川流域で時間雨量100mmを超える降雨を観測し、甚大な被害となった。

○ 昭和51年9月 台風第17号

昭和51年9月に発生した台風第17号が九州西南海沖で長時間停滞したことにより、秋雨前線を刺激し、高知では日雨量525ミリを記録する等、県中央部を中心に連年で甚大な被害が発生した。県内の死者・行方不明者は9名、家屋被害も全半壊175棟、床上・床下浸水28,652棟に及んだ。

○ 平成10年9月 秋雨前線豪雨（高知豪雨）

秋雨前線の停滞により、県中部を中心に2日間雨が降り続き、2日間の降水量は高知・後免で874mm、繁藤で991mmを記録した。この雨により国分川水系を中心に高知県全域で死者・行方不明者8名、全半壊家屋119棟、床上・床下浸水家屋23,677棟の甚大な被害が発生した。

○ 平成 26 年 8 月 台風第 11 号、台風第 12 号

平成 26 年 8 月に相次いで発生した台風第 12 号、台風第 11 号は、前線の停滞と重なり、8 月 1 日から 10 日までの期間雨量が鳥形山で 2,000 ミリを超える等、県内各地点で観測史上最大の降雨を記録した。管内では国分川支川の久万川流域で氾濫が発生するなど、県中部を中心に高知県全域で全半壊家屋 11 棟、床上・床下浸水家屋 1,972 棟の被害が発生した。

5 各構成機関の役割

各構成機関の平常時および非常時（豪雨時）の減災のための役割は以下のとおりである。

1) 平常時の対応

構成機関	役割
高知県	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と調整し、住民の避難のために注意の必要な河川（水防上重要な河川）についてその現状を整理する。 ・市と調整し、住民の避難行動に有効な箇所への水位観測局、河川監視カメラ等の観測機器の整備を行う。 ・重大な被害が予想される河川について水位周知河川等への指定を行い、洪水浸水想定区域を指定する。 ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して、災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 ・市が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 ・高知市地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、施設管理者等が行う避難確保計画の作成と避難訓練の実施について支援する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 ・地域住民の生命を守るため、必要な河川改修や河川の維持管理を実施する。 ・所管する水門、排水機場、堰などの河川関連施設について適切な維持管理を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。
高知市	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域等を踏まえた、円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、周知する。

構成機関	役割
	<ul style="list-style-type: none"> 洪水時に円滑かつ迅速な避難が必要と認める河川（洪水予報河川、水位周知河川を除く）について、過去の浸水状況等、水害の危険性について、住民への避難情報として提供する。 洪水浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設について、高知市地域防災計画に位置づけ、施設管理者等が行う避難確保計画の作成を支援するとともに、避難訓練の実施について周知・啓発する。 関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して、災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 所管する水門、排水機場、堰などの河川へ設置した工作物について適正な維持管理を行う。
四国地方整備局	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して、災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。
高知地方気象台	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して、災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 気象予測精度の向上を図る。

2) 非常時（豪雨時）の対応

構成機関	役割
高知県	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難に必要な管理河川の水位情報、堤防等の異常、氾濫に関する情報を市に伝達し、必要に応じて助言を行う。 市町村長による避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を気象台と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。
高知市	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等を発令し、住民に適切な避難行動を促す。

四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚な災害が発生し緊急を要する場合、侵入した水の排除活動や高度の機械力又は高度の専門的知識を要する水防活動など、市の水防活動の支援を行う。
高知地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関に防災気象情報を提供し、必要に応じて助言を行う。 ・市町村長による避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を高知県と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。 ・防災気象情報を各防災機関に直ちに伝達すると同時に、テレビやラジオ、インターネットを通じて広く住民に周知して、各防災機関の活動や住民の安全確保の行動の判断を支援する。

6 高知市の地域防災計画の作成状況

高知市の地域防災計画の作成状況を以下に示す。令和3年7月の水防法等の改正への対応など、今後、市の地域防災計画における課題等について整理検討していく。

	策定（修正）年月	特記事項
高知市	令和4年3月	

7 現況の課題

豪雨に強い地域づくりを推進するにあたっての現況の課題を以下のとおり整理した。

（ソフト対策）

	課題
1	（河川の管理レベルの向上） <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測やカメラによる監視を行っていない河川が多く、河川水位等による避難の判断が行えない地域が多くある（気象台の防災気象情報などで判断する必要がある）。 ・雨量観測所が不足している流域があり、今後、増設を検討する必要がある。
2	（水害リスク情報の提供） <ul style="list-style-type: none"> ・浸水リスク情報の提供が行えていない河川が多く、住民へのリスク情報の周知が不十分な地域が多くある ・河川に多量の樹木が流れ込んだ場合を想定した被害リスクを検討する必要がある。
3	（要配慮者利用施設への対応） <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成や避難訓練が行えていない要配慮者利用施設がある。 ・市の地域防災計画に記載の必要な災害時要配慮者利用施設について、対象となる施

	設の所管が多機関に渡るなど、施設情報を把握することが難しく、情報を集約する必要がある。
4	<p>(地域の防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、地球温暖化の影響により、豪雨災害が激甚化・頻発化し、全国各地で甚大な被害が発生しているものの、避難指示等の重要な情報が発令されても住民が避難を行わない事象が発生している。 ・防災に関する専門的な知見を要する水防団員の減少が進み、地域の氾濫特性を踏まえた避難行動の支援や水防活動等に支障が生じるおそれがある。 ・地域の高齢化や過疎化の進行により、適切な避難行動を取れない世帯が増加するおそれがある。

(ハード対策)

	課題
1	<p>(治水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修に予算と時間を必要とすることから、多くの河川では治水安全度はまだ低い状況にある。
2	<p>(維持管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や治水関連施設の維持管理を行うための費用は、施設の増加や老朽化のため増大傾向にある。

8 課題への対応・取り組みについて

管内の7水系49河川のうち、効率的、効果的な豪雨に強い地域づくりを進めていくため、水防上重要な河川から優先的に取り組みを進めて行く。これまでの取り組みと、今後おおむね5年間の対応・取り組みについて以下のとおり整理した。

(ソフト対策)

課題番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	構成機関
1	河川の管理レベルの向上	地域の水防上重要な河川の抽出と、河川の現況についての整理を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況を検証し、必要に応じて水防上重要な河川を追加する。 ・河川の現況について、河川形状や氾濫による影響等、地域の状況について整理を追加する。 	高知県 高知市

課題 番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	構成 機関
1	河川の管 理レベル の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理型水位計を3基導入した。 ・簡易型河川監視カメラを1基導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位情報の必要な箇所への水位観測局の設置等の検討を行い、河川の水防上の管理レベルの向上を図る。 ・高水観測に特化した、低コストな危機管理型水位計の導入等により水位観測局整備を推進する。 ・必要に応じて住民避難の基準となる水位を検討していく。 	高知県
			<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水防上の重要度や現状に応じた防災対応を検討し、必要に応じて地域防災計画や防災マニュアルの変更を行う。 	高知市
		<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報、注意報の基準値については、平成29年以降、定期的（年1回以上）に基準値の妥当性の確認及び見直しに係る作業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報、注意報の基準値について、定期的に見直し等を図り、適切な基準値の維持管理を行う。 	高知地方 気象台
		<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川である鏡川、国分川において、市とホットラインの実施要項を策定した。 ※管外河川では松田川、宇治川で実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの実施が有効であると考えられる河川について、順次検討を行う。 	高知県 高知市
2	水害リス ク情報の 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川である国分川及び鏡川で想定される最大の降雨による洪水浸水想定区域を指定、公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の河川でも水位周知河川への指定と洪水浸水想定区域の指定を検討していく。 	高知県

課題番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	構成機関
		<ul style="list-style-type: none"> 鏡ダム下流河川について洪水浸水想定図等を公表した。 国分川、鏡川、久万川の想定される最大の降雨による洪水浸水想定区域を反映した高知市洪水ハザードマップを作成し、全戸配布を行った。 浸水実績などの記録について調査を実施した。 <p>※高知市ではハザードマップなどで国分川水系等の過去の浸水実績を周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知市と異常洪水時防災操作への移行前など鏡ダム緊急情報に関するホットラインを構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> 水害リスク情報の公表が有効な箇所の選定及び水害リスク図の作成を行う。 適切な避難行動に繋げるため、住民への広報、説明を行う。 	高知市 高知県
		<ul style="list-style-type: none"> 鏡川水系治水協定を締結した。 		高知県
		—	<ul style="list-style-type: none"> 流木による通水阻害のおそれがある施設の抽出を行う。 	高知県
3	要配慮者利用施設への対応	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の情報について所管部署と、直近の施設情報を収集した。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の情報 が有効に活用できるよう、県と市で共有方法の調整及び施設情報の整理を行う。 	高知県 高知市
		<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者に向けて水防法等改正についての説明会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画等の作成についてホームページで情報提供を行う等、作成・訓練の支援を行う。 	高知県
		<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画のひな型の 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設を地域 	高知市

課題番号	課題	これまでの取り組み	今後の対応・取り組み	構成機関
		例示を行った。	防災計画へ位置づける。 ・要配慮者利用施設の管理者等が行う避難確保計画の作成を支援するとともに、避難訓練の実施について周知・啓発する。	高知市
4	地域の防災力の向上	・必要に応じ防災教育、防災訓練を実施している。	・防災教育、訓練の内容の充実を図る。 ・防災訓練等の実施状況を河川ごとに整理し検証する。	高知県 高知市 四国地方整備局 高知地方気象台

(ハード対策)

課題番号	課題	これまでの取り組み	今後の取り組み	構成機関
1	治水対策	以下の河川で、治水対策を実施している。 久万川 (H26 出水対応) 新川川 大谷川 (志奈祢川) 薊野川	治水対策を継続していく。	高知県
2	維持管理	河川や治水施設の機能を適切に発揮するため、適切な維持管理を実施している。	限られた予算で効率的な維持管理が行われるよう、計画的な維持管理を実施していく。	高知県 高知市 四国地方整備局

9 フォローアップについて

各構成機関の取り組み等については、必要に応じて水防計画や地域防災計画、河川整備計画などに反映させることにより、計画的、継続的に取り組むこととする。

推進会議については毎年開催し、取り組みの進捗状況や、近年の防災に関する施策、技術などを共有し、管内の防災対策の改善を図る。

高知土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議 規約

(名称)

第1条 この会議は、「高知土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 過去の豪雨による災害の教訓や気候変動による更なる水害の激甚化・頻発化を踏まえ、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする。

(推進会議の実施事項)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の豪雨に対するリスク情報や取り組み状況の共有
- 二 豪雨に強い地域づくりを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取り組み方針」の作成
- 三 「地域の取り組み方針」の実施状況のフォローアップ
- 四 流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に関する事項
- 五 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(組織)

第4条 推進会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、推進会議構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、推進会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について推進会議へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(分科会)

第6条 第3条第四号に掲げる事項について流域毎に分科会を置く。

- 2 分科会は、別表2、3の職にある者をもって構成する。
- 3 分科会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 分科会は、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト(案)」の策定と、流域治水プロジェクトの実施状況のフォローアップを行い、結果について推進会議へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、分科会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、高知県土木部河川課で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、推進会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、推進会議で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年2月20日から施行する。

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

組 織	推進会議	幹事会
高知市	防災対策部長	防災政策課長
		河川水路課長
		下水道整備課長
気象庁高知地方气象台	台長	防災管理官
高知県危機管理部 危機管理・防災課	課長	チーフ（防災担当）
高知県高知土木事務所	所長	河川管理課長
高知県高知土木事務所 鏡ダム管理事務所	所長	管理課長
高知県土木部防災砂防課	課長	チーフ（計画担当）
高知県土木部河川課	課長	チーフ（計画担当）
国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所 (オブザーバー)	所長	調査課長

(別表2)

	構成組織		役職
国分川・鏡川流域	高知市	防災対策部	副部長
		農林水産部	副部長
		都市建設部	副部長
		上下水道局	次長
	高知県	危機管理・防災課	課長
		農業基盤課	課長
		木材増産推進課	課長
		治山林道課	課長
		河川課	課長
		防災砂防課	課長
		都市計画課	課長
		公園下水道課	課長
		港湾・海岸課	課長
	林野庁四国森林管理局嶺北森林管理署	署長	
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 高知水源林整備事務所	所長		

(別表 3)

		構成組織	役職
下田川・新川流域	高知市	防災対策部	副部長
		農林水産部	副部長
		都市建設部	副部長
		上下水道局	次長
	高知県	危機管理・防災課	課長
		農業基盤課	課長
		木材増産推進課	課長
		治山林道課	課長
		河川課	課長
		防災砂防課	課長
		都市計画課	課長
		公園下水道課	課長
	港湾・海岸課	課長	
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 高知水源林整備事務所		所長	

○ 高知土木事務所管内河川の状況

別紙 2

水系名	河川名	流路延長 (m)	備考
国分川	国分川	7,100	高知市と南国市の境から海まで (全延長 21,100m)
	1支 舟入川	5,300	高知市と南国市の境から国分川合流点まで (全延長 6,350m)
	2支 鹿見川	150	
	3支 井流田川	140	
	2支 明見川	300	高知市と南国市の境から舟入川合流点まで (全延長 2,172m)
	1支 江の口川	7,511	
	1支 久万川	8,200	
	2支 大谷川	2,900	
	3支 久安川	1,500	
	3支 志奈弥川	1,100	
	2支 薊野川	1,900	
	2支 東谷川	600	
	2支 金谷川	2,500	
	3支 伏尾谷川	830	
	2支 名切川	1,300	
	2支 紅水川	2,500	
	鏡川	鏡川	30,800
1支 神田川		6,050	
2支 吉野川		1,970	
2支 前田川		1,330	
1支 大節川		1,520	
1支 吉原川		5,950	
2支 梅ノ木川		2,200	
3支 的湊川		7,000	
1支 東川川		3,700	
1支 網川川		3,170	

水系名	河川名	流路延長 (m)	備考
	1支 高川川	3,400	
	1支 重倉川	2,057	
	1支 西川川	1,100	
下田川	下田川	3,370	高知市と南国市の境から海まで (全延長 10,450m)
	1支 介良川	3,114	
	2支 本江田川	1,400	
十市川	十市川	3,000	高知市と南国市の境から海まで (全延長 5,100m)
竹島川	竹島川	1,650	
西谷川	西谷川	530	
新川川	新川川	11,750	
	派川 甲殿川	1,550	
	1支 宇賀谷川	1,850	
	1支 内の谷川	1,900	
	1支 芳原川	3,200	
	1支 大用川	2,000	
	1支 北山川	2,100	
	1支 泉川	2,100	
	1支 木下川	2,400	
	1支 三谷川	191	
	1支 枝川	1,550	
	1支 四谷川	385	
	2支 宝司部川	300	
	2支 十田川	500	
7水系	49河川	158,918	

○ 高知土木事務所管内砂防関係指定地域の状況

水系名	溪流名	市町村名	流路延長 (m)	備考
下田川	宮ノ谷川	高知市	440	
〃	鴨谷川	〃	50	
〃	中の谷川	〃	140	
〃	東孕川	〃	185	
〃	唐谷川	〃	303	
〃	宮ノ谷川右支川	〃	291	
国分川	大谷川及び支川	〃	1,690	
〃	大谷川	〃	592	
〃	大谷東川	〃	190	
〃	紅水川	〃	2,000	
〃	東梅谷川及び西楠谷川	〃	1,500	
〃	赤井谷川及び支川, 大谷川 及び支川、カラ谷川	〃	4,700	
〃	久安川	〃	370	
〃	東谷川	〃	1,085	
〃	金谷川及び支川	〃	870	
〃	金谷東谷川	〃	220	
〃	伏尾谷川	〃	230	
〃	不動ヶ谷川	〃	250	
〃	穴熊川及び支川	〃	370	
〃	広沢川	〃	370	
〃	薊野川	〃	240	
〃	八ヶ川	〃	160	
〃	大楠川	〃	110	
〃	天狗谷川	〃	91	
〃	志奈弥川	〃	175	
〃	堅場谷川及び支川	〃	215	
〃	タチバ谷川	〃	157	
〃	妙見谷川	〃	130	
〃	岩屋西谷川	〃	140	
〃	三谷川	〃	440	
〃	淋谷川	〃	220	
〃	孝々谷川	〃	200	
〃	水谷川	〃	155	
鏡川	吉野川及び支川	〃	1,495	
〃	赤坂川	〃	190	
〃	海老川	〃	780	
〃	網代谷川	〃	1,031	
〃	行川川	〃	3,400	
〃	走出川	〃	230	
〃	高川川	〃	3,500	
〃	重倉川	〃	650	
〃	網川谷川	〃	220	
〃	美女谷川	〃	300	
〃	西川川	〃	635	
〃	菖蒲川	〃	440	
〃	松木谷川及び支川	〃	420	
〃	トチノ木川	〃	540	
〃	吉原川	〃	1,210	
〃	黒鞆谷川	〃	600	
〃	手水川	〃	260	

水系名	溪流名	市町村名	流路延長 (m)	備考
〃	的淵川及び支川	〃	580	
〃	坂口川	〃	530	
〃	柿の又川	〃	290	
〃	梅ノ木川及び支川	〃	4,400	
〃	小山谷川及び支川	〃	1,300	
〃	堂所川	〃	330	
〃	辰ノ尾川	〃	120	
〃	高神川	〃	400	
〃	的淵谷川	〃	90	
竹島川	竹島川	〃	460	
〃	昼間ヶ谷川	〃	280	
〃	高見谷川	〃	185	
〃	阿弥陀ヶ谷川	〃	250	
〃	竹島長谷川	〃	305	
〃	西竹島川	〃	380	
〃	大山谷川	〃	660	
〃	白木谷川	〃	400	
〃	観音寺谷川	〃	160	
〃	西谷川	〃	100	
〃	山谷川	〃	260	
〃	孕西谷川	〃	250	
〃	孕西川	〃	185	
〃	南竹島川	〃	211	
西谷川	西谷川	〃	1,450	
新川川	内ノ谷川	〃	3,900	
〃	東ノ谷川及び支川	〃	190	
〃	西ノ谷川及び支川	〃	180	
〃	坂本川	〃	285	
〃	長谷川	〃	3,400	
〃	長谷川及び支川	〃	1,560	
〃	薬師東谷川	〃	420	
〃	イヨ谷川	〃	200	
〃	寿念谷川	〃	370	
〃	大谷川	〃	186	
仁淀川	管西谷川	〃	210	
計 7水系	指定溪流数 101溪流		58,657	

○ 高知土木事務所管内急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

区域名	市町村	面積 (ha)	備考
みませ	高知市	6.13	
山の端	〃	0.60	
横浜	〃	2.33	
塩屋崎	〃	1.86	
比島南	〃	1.49	
比島	〃	2.22	
五台山坂本	〃	4.29	
朝倉北城山	〃	1.59	
本宮町	〃	1.35	
長尾山(東)	〃	1.88	
長尾山(西)	〃	1.71	
海老川	〃	3.25	
領家	〃	1.95	
山の端(西)	〃	1.26	
南河ノ瀬町	〃	0.87	
鹿児	〃	3.86	
高須	〃	1.80	
三ツ石	〃	1.38	
梶ヶ浦	〃	4.13	
東南浦	〃	0.84	
新田	〃	2.73	
薊野	〃	1.50	
北秦泉寺	〃	0.90	
東久万	〃	1.46	
南河ノ瀬東	〃	1.60	
高神	〃	1.11	
山の端町(南)	〃	2.35	
北端福井	〃	1.40	
山手町	〃	1.30	
宮ノ前	〃	1.91	
小石木(東)	〃	0.78	
小石木(西)	〃	0.23	
東久万(東)	〃	0.94	
西秦泉寺	〃	0.75	
藻洲潟	〃	1.78	
梶ヶ浦北	〃	0.15	
石渕	〃	7.40	
浦戸(西)	〃	2.90	
幸崎	〃	0.50	
円行寺	〃	0.83	
浦戸(東)	〃	1.95	
豊田	〃	0.70	
旭天神町(東)	〃	0.24	
旭天神町(西)	〃	0.60	
五台山倉谷	〃	1.47	
五台山南吸江	〃	3.54	
五台山東和	〃	1.34	

区域名	市町村	面積 (ha)	備考
東石渕	高知市	4.30	
唐谷	〃	3.27	
砂地	〃	6.72	
仁井田・聖	〃	6.14	
大津関	〃	1.26	
絶海	〃	2.59	
北吸江	〃	2.92	
横浜中ノ谷	〃	0.88	
孕西町	〃	0.84	
五台山屋頭	〃	1.30	
深谷町(中)	〃	0.85	
長江	〃	1.69	
五台山和泉	〃	0.94	
南地(西)	〃	1.70	
南地(南)	〃	0.42	
深谷町(北)	〃	0.68	
中の谷(北)	〃	1.63	
梶ヶ浦(東)	〃	0.86	
米田	〃	0.76	
米田(北)	〃	0.94	
白水	〃	4.64	
五台山	〃	2.06	
大畑	〃	0.33	
吉野(東)	〃	1.85	
六泉寺	〃	0.30	
西久万	〃	1.42	
東和	〃	0.31	
北高見	〃	1.77	
車谷	〃	0.11	
介良東部	〃	0.84	
小石木	〃	0.13	
高見	〃	0.20	
中久万	〃	0.47	
福井	〃	0.44	
瀬戸椿ヶ丘	〃	0.31	
谷ノ内(中)	〃	0.33	
横浜東町	〃	0.93	
地京谷	〃	2.72	
東諸木	〃	1.20	
厚田山	〃	2.10	
西ノ浜	〃	1.45	
東孕	〃	1.62	
大上	〃	1.72	
寺ヶ谷	〃	2.28	
介良甲	〃	1.48	
三ツ石(東)	〃	0.50	
指定済み 計93箇所		159.35	